



それぞれの機能障害についての細かいこと

各論その1

(内部障害系：肢体不自由以外)



聴覚障害

- ◆ 聴力は会話音域の平均聴力レベルで判断
 - ◆ 500Hz(a)、1000Hz(b)、2000Hz(c)の3つの周波数の純音に対する聴力レベル(dB値)から $(a + b \times 2 + c) \div 4$ で算定する
 - ◆ 複数回検査した場合には最も良い値で扱う
 - ◆ 補聴器無しで測定
 - ◆ 100dBが聴取できない周波数は105dBとして計算



聴覚障害

- ◆ 聴力は会話音域の平均聴力レベルで判断
 - ◆ 良い方の聴力が 100dB以上 2級
 - 90dB以上 3級
 - 80dB以上 4級
 - 70dB以上 6級
- ◆ 良い方が50dB以上で悪い方が90dB以上 6級



聴覚障害

- ◆ 検査所見のみでは、示された聴力低下が一過性の症状か、永続する機能障害か、判断できないため、「経過・現症」の記載内容も重要である
 - ◆ 慎重を期して複数回検査を行っている場合には、それら複数回の結果をきちんと示した方が「単回の検査での診断結果でない」ことが示され、障害固定についての信頼性が高まる



聴覚障害

- ◆ 初回の聴覚障害申請でいきなり2級(両耳全ろう)と診断する場合、聴性脳幹反応などの他覚的聴覚検査の記録の写しを添付する必要がある
 - ◆ 突然、両耳全ろうになるケースは多くなく、年単位の経過により徐々に悪化して全ろうに至るのが典型的であり、より低い等級から等級変更を経て2級に至るのが自然と考えられるので、詐病を防ぐべく他覚的聴覚検査を義務づけている



聴覚障害

- ◆ 語音明瞭度50%以下で4級とする場合、他の機能障害（特に**認知機能障害**）による聴理解不能でないことに十分注意する必要がある



平衡機能障害

- ◆ 立位・歩行障害の程度により3級か5級かを定める
 - ◆ 閉眼起立不能 3級
 - ◆ 開眼10m歩行不能 3級
 - ◆ 閉眼10m歩行不能 5級
- ◆ 平衡機能障害の取扱には慎重を要するため、経過や所見の記載内容が重要である
 - ◆ 他覚的平衡機能検査の所見の記載は必須



平衡機能障害

- ◆ 平衡機能障害は
 - 1) 四肢体幹に器質的異常がなく
 - 2) 他覚的に平衡機能障害を認める
立位・歩行障害が認定対象となる
- ◆ 四肢体幹の器質的異常によって同様の立位歩行障害を呈する肢体不自由の体幹機能障害とは等級の合算はしない
(基本的には重複認定しない)